

《研究ノート》

いじめ防止対策推進法に関する教員採用試験の出題の分析（2）

— 2条1項を中心に—

生 駒 忍

Tendency in the questions on Act on Advancement of Measures to Prevention of
Bullying in the Japanese Teaching Staff Examination:

2. Analysis for the Article 2, Paragraph 1

SHINOBU IKOMA

キーワード

教職教養 (common knowledge for teachers), いじめ対策 (countermeasure for school bullying),
出題傾向 (tendency of question), 法的定義 (legal definition)

都道府県など各自治体の教育委員会によって行われている教員採用試験の出題内容は多岐にわたる。その主要な領域として教職教養があり、時事通信出版局（2015, 2016）はこれをさらに、教育原理、教育心理、教育法規、教育史の4分野に区分している。このうち、教育史はその性質上、出題される内容が長く安定しているのみならず、教育心理についても、同様に「古典」化する傾向が見出されている（生駒, 2015a）。一方で、教育原理や教育法規については、制度上の変更などの新しい動向も、迅速に出題へ反映される傾向がある。

そういった新しい動向のうち、生駒（2015b）はいじめ防止対策推進法に着目し、出題傾向の検討を図った。議員立法により成立したこの法律は、2013（平成25）年6月28日に公布、同年9月28日に施行された。このため、教員採用試験において出題が可能となったのは、2014年夏に実施された平成27年度教員採用試験が初めてであり、生駒（2015）はこの初回での出題傾向の把握を試みた。

本研究ではこれを受ける形で、いじめ防止対策推進法について出題が可能となって2年目となる平成28年度教員採用試験における、この法

律に関する出題について収集整理を行う。これを生駒（2015b）による初年次の出題動向と比較することで、新規な法律が教員採用試験の出題に反映される中での変化をとらえることができるだろう。

また、本研究では、いじめ防止対策推進法に関する出題のうち、2条1項におけるいじめの定義に関する出題について、作問の特徴を検討する。いじめの定義に関しては、さまざまな立場から長く議論があり（例えば、金綱, 2015; 清永, 2013; 下田, 2014）、この2条1項によって法的定義が与えられたことは、今後のいじめ関連の研究や施策の足場が一定程度固められたという点で重要である。その法的定義のうち、どこがどのように問われるのかを分析することは、出題者つまり教育委員会における関心や、新規採用教員に求めたい知識・理解の重点をうかがい知る手がかりにもなるだろう。

方法

過去問の参照には、2017年度版教職教養の過去問（時事通信出版局, 2016）を用いた。これは、わが国の各自治体における平成28年度教員

採用試験の出題から、教職教養に相当するものを収録したものである。ここから、「いじめ防止対策推進法」に関する出題を行った設問を、悉皆的に収集した。生駒（2015b）と同様に、設問文中にいじめ対策推進防止法の名称を明示したものを、および選択肢において正答としてこれを選択させるものを収集対象とした。選択肢の誤答の一つとして含まれた場合は対象としなかった。表記は時事通信出版局（2016）に従った。

また、都道府県単位で個別に定められた、いじめ防止対策推進法を受けた行政文書に関する出題についても、同様に収集を行った。

なお、昨年（2015b）の2条1項に関する出題については、生駒（2015b）を参照した。これは、時事通信出版局（2015）から、同様の悉皆的収集を行ったものである。

結果

収集された出題について、表1に設問文、対応する条項、空所補充型の場合に正解となる語句を示した。

表2に、都道府県のいじめ防止対策推進法を受けた行政文書に関する出題を示した。

図2に、平成27年度および28年度教員採用試験における、いじめ防止対策推進法2条1項の空所補充型出題の対象箇所述べ集計を整理した。条文の文字ごとに出题件数をカウントし、下に数字で示した。

考察

いじめ対策推進防止法に関する出題は、出題可能となってから2年目においても、多くの自治体における教員採用試験に現れていることが明らかになった。しかし、1年目に比べると、やや減少している。生駒（2015b）による1年目の悉皆的収集では36（同一問題による自治体は1件と数える）であったが、本研究が対象とした2年目は19となった。また、まぎらわしい

名称の法律が他にあるとは考えにくいにもかかわらず、公布日や施行日、法令番号を添えたり、略称や通称ではないのに法律名がかぎっこでくくられたりされた例がなお多く、今なお新奇なものであるという認識がうかがえる。

出題の多くが、条文中の空所を補充させるかたちのものであったことも、1年目と同様である。成立後なお日が浅く、字義通りに扱う以上の出題がなじみにくかった可能性が考えられる。教員採用試験に関しては、適切性が必ずしも十分ではない出題が少なからず見られることが知られているが（例えば、生駒、2015a）、条文の空所補充であれば正解は一意に定まることから、その問題は抑えやすい。ただし、神戸市の出題は、設問文に表現上の不自然さがある。

扱われた条項としては、2条1項（「いじめ」の定義）、8条（学校及び学校の教職員の責務）が多く見られた。2条1項はこれまで、文部科学省の調査において定められていたいじめの定義を問う出題が多かったところに、入れ替わったことになり、熊本県が文部科学省の「児童生徒との問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」におけるいじめの定義を出題してはいるものの、定着がうかがえる。また、この法律に関する出題が全体的には減少した中で、8条に関しては5から7へと増えている。一方で、1年目には多く出題されていた1条（目的）や15条1項（学校におけるいじめの防止）は、大幅に減少した。生駒（2015b）は、15条1項の「体験活動」が問われていたことについて、「いじめ対策推進防止法の法案提出、成立、施行にあたって、この法律への一般社会における関心の中ではあまり話題にならなかった箇所、教育界内外での温度差がうかがえる。」（p.12）と指摘したが、その後社会的関心のほうに寄ったように思われる。児童等への禁止や懲戒等の措置に関する部分は、1年目には全く出題対象とされていなかったが、2年目には少数ながら現れるようになった。

2条1項の主要な出題箇所は、図1から、「一定の人的関係」「心理的又は物理的な影響を

与える行為」「心身の苦痛」であるといえる。これらは、文部科学省調査における平成18年度からの定義ではそれぞれ、「一定の人間関係」「心理的、物理的な攻撃」「精神的な苦痛」におおむね相当し、以前からの知識理解で正答に近づけるものの、法的定義における正確な表現を把握しておくことが求められる箇所でもある。また、「インターネット」は従来の定義で明示のないものであるが、19条1項を含めても、2年目には出題のなかった表現である。

本研究では、平成28年度教員採用試験での出題傾向を取り上げた。いじめ対策推進防止法は、今後も改定されつつ、わが国の教育に寄与し続けることが期待されるが、教員採用試験での出題動向が今後どのようなようになるか、社会的な関心の動きと合わせつつ、追っていくことが求められるだろう。

引用文献

- 生駒忍 (2015a). 「教員採用試験教育心理分野における記憶に関する出題の動向」『共栄大学研究論集』, 13, 263-273.
- 生駒忍 (2015b). 「いじめ防止対策推進法に関する教員採用試験の出題の分析」『流通経済大学論集』, 50 (2), 11-16.
- 時事通信出版局 (編) (2015). 『2016年度版 教職教養の過去問』時事通信社
- 時事通信出版局 (編) (2016). 『2017年度版 教職教養の過去問』時事通信社
- 金網知征 (2015). 「日英比較研究からみた日本のいじめの諸特徴 —被害者への否定的感情と友人集団の構造に注目して—」『エモーション・スタディーズ』, 1, 17-22.
- 清永賢二 (2013). 『いじめの深層を科学する』ミネルヴァ書房
- 下田芳幸 (2014). 『小中学生を対象とした実証的研究におけるいじめの捉え方』富山大学人間発達科学部紀要, 9, 35-49.

表1 自治体ごとにみたいじめ防止対策推進法に関する出題

自治体	設問文	対応 条項	選択語句
岩手県	次の文は、いじめ防止対策推進法第28条の条文です。文中の(ア)～(オ)にあてはまる語句を下のA～Oから一つずつ選び、その記号を書きなさい。	28	組織 質問票の使用 心身又は財産 学校を欠席 いじめを受けた児童等及びその保護者
宮城県・ 仙台市	いじめ防止対策推進法で定められている内容として適切でないものを、次の1～5から1つ選び、マークシートの⑦の番号のところにマークしなさい。	3-1 13 16-1 22 23-6	
茨城県	次の(1)から(13)の文は法令等の条文の一部を抜粋したものである。()の①から⑭に当てはまる語句を書きなさい。	8	連携 早期発見
埼玉県/ さいたま市	次の1～4の中から、下線部が誤っているものを1つ選びなさい。	3-1	
神奈川県/ 横浜市/ 川崎市/ 相模原市	次の記述は、いじめ防止対策推進法の「第一章 総則」からの抜粋である。空欄[ア]～[エ]に当てはまるものの組合せとして最も適切なものを、後の①～④のうちから選びなさい。	1	児童等 基本理念 地方公共団体 効果的かつ柔軟
新潟県/ 新潟市	「いじめ防止対策推進法」に定められている内容として適切でないものは、次の1～5のうちどれか。	2-1 4 13 15-1	

石川県	次の(1)～(4)の法令の条文またはその一部について、空欄に当てはまる語句を、それぞれ下の①～④から一つずつ選びなさい。	8	児童相談所
福井県	下線部A「いじめ」について、「いじめ防止対策推進法」(平成25年)の内容として、誤っているものを2つ選んで、その組み合わせとして適切なものを①～⑤の中から1つ選んで番号で答えなさい。なお、カギ括弧内の表現は、法律の条文を引用している。	2-1 16-1 22 23-1	
山梨県	次の(1)～(3)は、法規の条文の一部である。下線部が正しければ○、誤りであれば正しいことばを記せ。	8	早期発見
静岡県／ 静岡市／ 浜松市	次は、平成25年9月施行「いじめ防止対策推進法」の抜粋である。(①)～(④)に入る語句を以下の語群ア～クから一つずつ選び、記号で答えなさい。	2-1 28-1	人的関係 心理 生命 学校を欠席すること
神戸市	「いじめ防止対策推進法」の目的及び定義について、(1)～(4)にあてはまる適切な語句の組合せを①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。	1 2-1	人格の形成 国及び地方公共団体 一定の人的関係 心理的又は物理的
神戸市	下記の(1)～(5)は、さまざまな人権課題におけるできごとである。それぞれのできごとを年代順に並べると、どのような順番になるか①～⑤から1つ選び、番号で答えよ。	-	
和歌山県	次の文は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)の条文である。文中の(A)～(C)にあてはまる語句の正しい組み合わせを、下の1～5から1つ選びなさい。	8	児童相談所 早期発見 迅速
鳥取県	次は、日本国憲法及び教育関係の法律の条文である。下線の語句が誤っているものを、1～5の中から一つ選びなさい。	2-1	
島根県	次は、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)第16条(いじめの早期発見のための措置)である。ア～エにA～Jの記号を入れるとき、組合せとして正しいものを①～⑤のうちから一つ選べ。	16	定期的な調査 措置 相談 教育を受ける権利
広島県	平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法第3条では、いじめ防止等のための対策の基本理念が3つ示されています。それはどのような内容ですか。簡潔に3つ書きなさい。	3	
山口県	次の文中の(①)には法令名を、(②)には適切な語句を答えよ。	1	教育を受ける権利
高知県	次の問1～問6の文は、法令の条文の一部である。(①)～(⑥)のそれぞれに該当する語句を、各文の下に示した1～4から一つずつ選びなさい。	8	早期発見
福岡県／ 福岡市／ 北九州市	次の各文は、いじめ防止対策推進法の条文の一部である。文中の(ア)～(オ)に当てはまる語句を語群a～jから選んだとき、正しい組合せを、下の①～⑤から一つ選びなさい。	2-1 3-1 8	一定の人的関係 物理 全て 早期発見 迅速
大分県	次の文中の(XV)・(XVI)に入る語句の正しい組合せを、下の1～5のうちから一つ選べ。	8	防止及び早期発見 適切かつ迅速に

